

事務連絡
令和2年11月27日

関係団体 各位

水産庁漁政部加工流通課

「魚介類の名称のガイドライン」の一部改正について

日頃より、水産物の適正表示の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

平成19年に水産庁においてとりまとめを行いました「魚介類の名称のガイドライン」は、平成27年に食品表示法が施行され、食品表示基準が策定された際に、食品表示基準Q&Aの一部として消費者庁の所管となっておりますが、消費者庁より令和2年7月16日付けで「魚介類の名称のガイドライン」について、別紙新旧対照表のとおり一部改正したとの連絡がありました。

つきましては、貴協会(団体)の会員各位に対し、ガイドラインの一部改正について周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(連絡先)

水産庁漁政部加工流通課企画調査班

担当者:佐藤、小山

TEL:03-3591-5612